

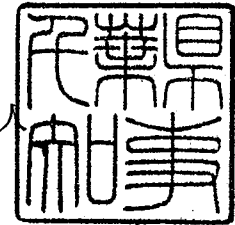
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、成田市、佐倉市、印西市、酒々井町及び栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月22日までに成田市農業委員会に申し出てください。

令和7年10月9日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

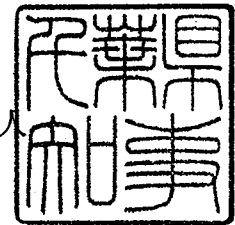
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、成田市、佐倉市、印西市、酒々井町及び栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月22日までに佐倉市農業委員会に申し出てください。

令和7年10月9日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

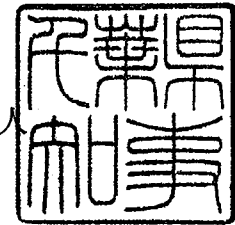
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、成田市、佐倉市、印西市、酒々井町及び栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月22日までに印西市農業委員会に申し出てください。

令和7年10月9日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

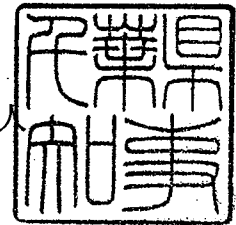
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、成田市、佐倉市、印西市、酒々井町及び栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月22日までに酒々井町農業委員会に申し出てください。

令和7年10月9日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

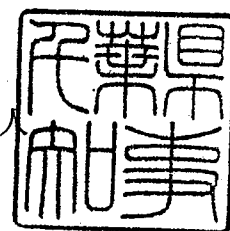
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、成田市、佐倉市、印西市、酒々井町及び栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年10月22日までに栄町農業委員会に申し出てください。

令和7年10月9日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）

計画の概要

1 目 的

本地区は、千葉県北部の成田市、佐倉市、印西市、印旛郡酒々井町及び同郡栄町にまたがり、印旛沼（一級河川北印旛沼、印旛水路、西印旛沼）周辺に広がる 4,033ha の水田地帯で、水稻を中心に水田畑利用による大豆、野菜等を組み合わせた営農が展開されている。

本地区の農業用排水施設は、国営印旛沼干拓土地改良事業（昭和 21 年度～昭和 43 年度）等により造成されたものであるが、経年的な劣化に伴う施設の機能低下、地域の用水需要等の変化に伴う用水不足が生じており、維持管理に多大な費用と労力を要しているとともに、一部地域においては、排水不良が生じている。また、水源としている印旛沼は水質の悪化に伴い、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、地域全体で水質保全の取り組みが行われている。

このため、本事業及び関連事業により農業用排水の再編を行い、低地排水路から揚水機場を経て末端水路まで一貫した循環かんがい施設を整備することにより、農業用水の安定供給、排水不良の改善及び維持管理の費用と労力の軽減を図るとともに、併せて関連事業による区画整理を実施することによって、農業生産性の向上と農業経営の安定に資するものである。

また、循環かんがい施設を整備することにより、農業用水の水質保全を図り、もって流域の水質保全に資するものである。

2 地域の所在及び現況

（1）地域の所在

ア 所在地

千葉県成田市、佐倉市、印西市、印旛郡酒々井町及び同郡栄町

イ 範囲

方 位	表 示
東 限	成田市下福田地先
西 限	印西市大森地先
南 限	佐倉市八木地先
北 限	栄町須賀新田地先

（2）現 況

ア 地 形

本地域の地形は大きく 2 つに大別できる。印旛沼沿岸は干拓により造成された水田で印旛沼に向かって緩やかに傾斜している。印旛沼沿岸の干拓田と台地部の間は谷津田が形成されており台地から印旛沼に向かって傾斜している。

イ 気 象

本地域の気象は、平均気温が 14.7℃、降水量が 1,411mm であり、年間を通して比較的温暖な気候に恵まれている。

ウ 水利状況

本地区の農業用水は、一級河川北印旛沼等（一級河川長門川、北印旛沼、印旛水路、西印旛沼）を水源とする揚水機場と、地区内に設置された反復機場及び井戸ポンプにより供給されている。

本地区の農業用排水施設は、国営印旛沼干拓土地改良事業（昭和 21 年度～昭和 43 年度）等により造成されたものであり、経年的な劣化に伴う施設の機能低下、地域の用水需要の変化に伴う用水不足が生じており、維持管理に多大な費用と労力を要している。

エ 営農状況及び農家戸数

本地域は、稲作を中心とした営農が行われている。関係市町の農家戸数は 3,711 人であり、高齢化の進行及び後継者の減少が著しい。

オ 地域環境の概況

本地域は、千葉県北部の印旛沼周辺に広がる水田地帯であり、印旛沼の水面とそれに連なる田園風景が広がるとともに、周辺の台地部につながる谷津田や斜面林が残されており、豊かな農村景観を形成している。

印旛沼周辺一帯は県営印旛手賀自然公園に指定されているとともに、モツゴ、スジエビ等の多様な生物の生息地となっているなど、豊かな自然環境が保たれている。

また、印旛沼は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼として、水質改善に向けた取組が流域全体で行われている。

（３）施行に係る地域の面積

単位：ha

市 町 村 名	田	畑	その他	計	備 考
成 田 市	(678) 672	—	—	(678) 672	土地登記簿面積
佐 倉 市	(374) 371	—	—	(374) 371	
印 西 市	(2,288) 2,277	—	—	(2,288) 2,277	
酒々井町	(248) 238	—	—	(248) 238	
栄 町	(478) 475	—	—	(478) 475	
合 計	(4,066) 4,033	—	—	(4,066) 4,033	

3 維持管理の要領

(1) 施設の種類、規模、構造、数量等

造成事業区分	種 類	構 造	規 模 (数量)
国営印旛沼二期土地改良事業	揚水機場	埜原機場 渦巻型	(φ 700mm×380kW) (2台) φ 600mm×183kW 3台
		白山甚兵衛機場 渦巻型	(φ 900mm×620kW) (2台) φ 700mm×374kW 3台
		吉高機場 渦巻型	(φ 700mm×380kW) (2台) φ 600mm×207kW 3台
		宗吾北機場 渦巻型	(φ 700mm×420kW) (2台) φ 600mm×240kW 3台
		宗吾西機場 渦巻型	(φ 700mm×390kW) (2台) φ 600mm×231kW 3台
		一本松機場 渦巻型	(290kW) φ 700mm×249kW 2台
	排水機場	(軸流型) 埜原機場 斜流型	(φ 600mm× 50kW) (1台) (φ 900mm× 110kW) (1台) φ 900mm× 43kW 2台
		吉高機場 軸流型	(φ 1,200mm×210kW) φ 1,000mm×154kW 1台 (940kW)
			φ 2,200mm×720kW 2台 (140kW)
		宗吾北機場 軸流型	φ 900mm× 98kW 1台 (850kW)
			φ 2,300mm×700kW 2台 (160kW)
		宗吾西機場 斜流型	φ 900mm× 83kW 1台

(2) 維持管理の方法

ア 配水の時期

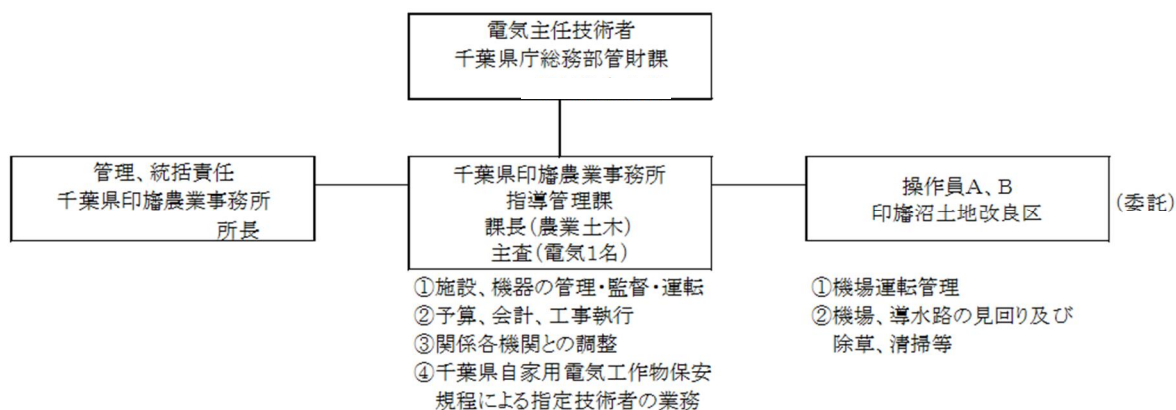
かんがい期間 4月中旬～8月下旬(代かき期間 4月中旬～4月下旬 20日間)

イ 配水の方法

(ア) かんがい方式 水 稲 たん水かんがい
畑作物 うね間かんがい

(イ) 所要水量 最大Q=13.356 m³/s 揚水機場6ヶ所
平均Q= 8.580 m³/s 揚水機場6ヶ所

(3) 維持管理業務担当者



4 費用の概算

(1) 1事業年度に要する経常的経費の概算額

(216,350 千円)

年間 202,772 千円

(2) 耐用年数期間中に必要となる整備補修費の予定総額 年間 7,369,780 千円

1事業年度当たりの平均額 184,245 千円

5 効用

国営印旛沼二期土地改良事業により造成された揚水機及び排水機を維持管理することにより、農業用水の安定供給、排水不良の改善及び維持管理費の軽減が図られる。このことにより農業生産性の向上と農業経営の安定に資することができる。

また、循環かんがいの実施により印旛沼の水質保全にも資することができる。

6 他の事業との関係

(1) 森林、運輸、漁業との関係

印旛沼漁業協同組合との協力体制で、漁業への影響に配慮した排水機の運転管理を実施する。

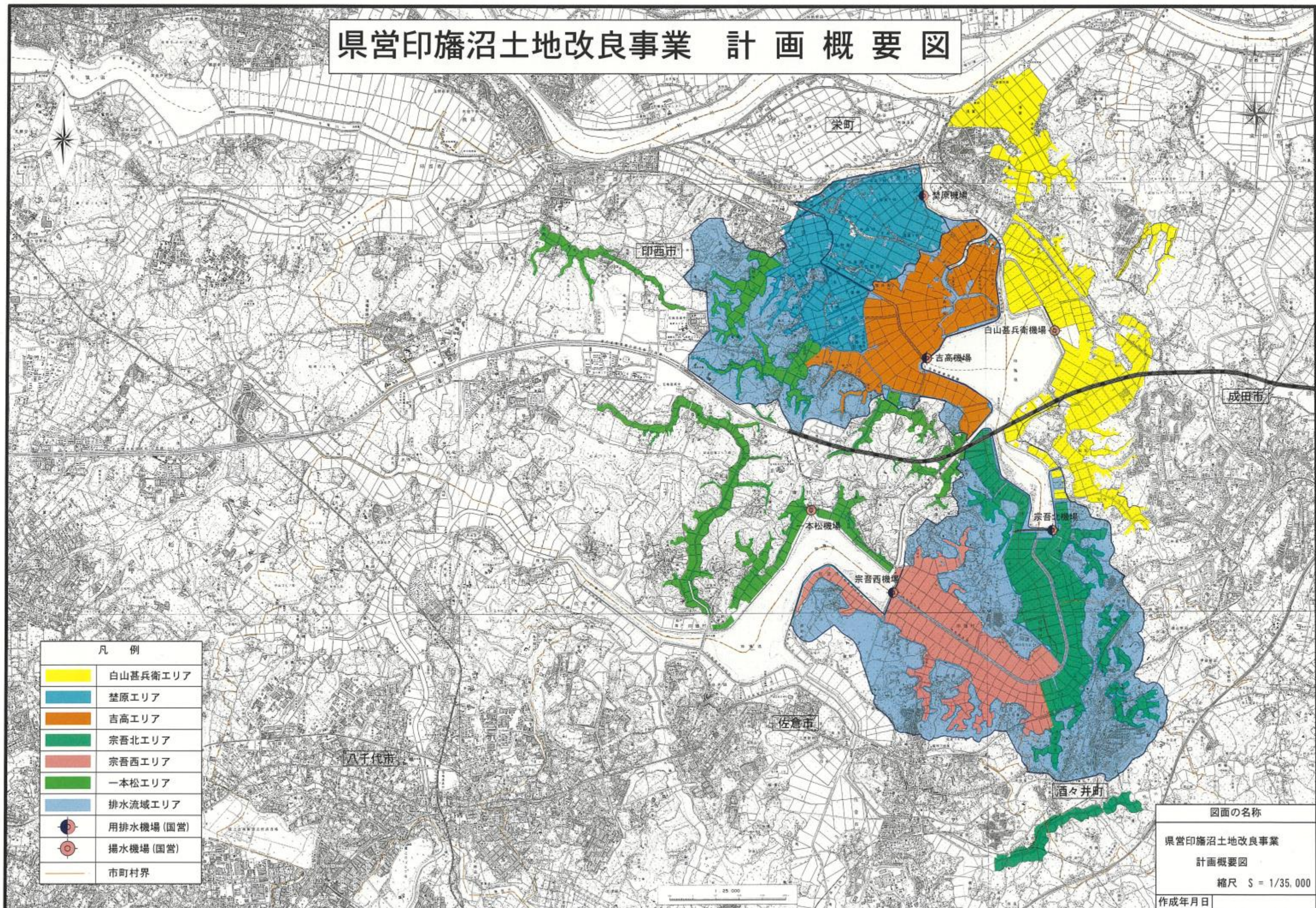
(2) その他の事業との関係

事業名	事業主体	受益面積 (ha)	事業内容
国営印旛沼二期土地改良事業	農林水産省	(5,002) 4,958	揚水機場 3 箇所 (埜原・白山甚兵衛・一本松)、用排水機場 3 箇所 (吉高・宗吾北・宗吾西)、用水路 L=52.6km、排水路 L=1.1km、水管理施設
県営かんがい排水事業	千葉県	368	排水機場 1 箇所 (埜原)、排水路 L=2.4km

7 計画概要図

別紙のとおり

県営印旛沼土地改良事業 計画概要図



凡 例	
	白山甚兵衛エリア
	埜原エリア
	吉高エリア
	宗吾北エリア
	宗吾西エリア
	一本松エリア
	排水流域エリア
●	用排水機場(国営)
●	揚水機場(国営)
	市町村界

図面の名称
 県営印旛沼土地改良事業
 計画概要図
 縮尺 S = 1/35,000
 作成年月日

様式第32号（変更後の土地改良事業計画の概要）

変更後の県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の概要

1 変更理由及び内容

国営かんがい排水事業印旛沼地区の計画変更に伴い、施設規模や受益区域が変更となることから事業計画を変更したい。

2 事業量等変更内訳

（1）受益面積の変更

国営かんがい排水事業印旛沼地区の計画変更に伴い、33ha の減とする。

	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備考
変更前	4,066	－	4,066	
変更後	4,033	－	4,033	
増減	▲33	－	▲33	▲0.8%

（2）主要工事計画等の変更

ア 管理すべき施設の変更に係るもの

	揚水機場	排水機場	備考
変更前	6 箇所	4 箇所	
変更後	6 箇所	4 箇所	
増減	増減なし	増減なし	

イ 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期に係るもの
変更なし。

ウ 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の水量の変更に係るもの

国営かんがい排水事業印旛沼地区において施設を改修することから、機場の水量を変更する。

【揚水機場】

名称	用水量 (m ³ /s)	増減 (m ³ /s)	備考
埜原機場	(1.99) 2.074	0.084	
白山甚兵衛機場	3.273	－	
吉高機場	1.988	－	
宗吾北機場	2.056	－	
宗吾西機場	1.929	－	
一本松機場	(2.14) 2.036	▲0.104	

【排水機場】

名称	排水量 (m ³ /s)	増減 (m ³ /s)	備考
埜原機場	2.70	－	
吉高機場	26.90	－	
宗吾北機場	25.40	－	
宗吾西機場	(1.73) 1.71	▲0.02	

エ 管理の方法で干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの
変更なし。

3 事業費変更内訳

	変更前	変更後	増減	備考
経常的経費	千円 216,350	千円 202,772	千円 ▲13,578	
整備補修費	－	千円 184,245	千円 184,245	
計	千円 216,350	千円 387,017	千円 170,667	

当該土地改良施設の予定管理方法等

1 土地改良施設の管理者

住 所 千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1

管理者名 千葉県

千葉県知事 熊谷 俊人

2 管理すべき施設の種類

名称	位置	種類	構造	数量
埜原機場	印西市	揚水機	渦巻型 φ 600mm×電動機 183kW	3 台
	安食ト杭	排水機	斜流型 φ 900mm×電動機 43kW	2 台
白山甚兵衛機場	成田市	揚水機	渦巻型 φ 700mm×電動機 374kW	3 台
	松崎干拓			
吉高機場	印西市	揚水機	渦巻型 φ 600mm×電動機 207kW	3 台
	長門屋	排水機	軸流型 φ 1, 000mm×電動機 154kW	1 台
			軸流型 φ 2, 200mm×電動機 720kW	2 台
宗吾北機場	成田市	揚水機	渦巻型 φ 600mm×電動機 240kW	3 台
	下方干拓	排水機	軸流型 φ 900mm×電動機 98kW	1 台
			軸流型 φ 2, 300mm×電動機 700kW	2 台
宗吾西機場	印西市	揚水機	渦巻型 φ 600mm×電動機 231kW	3 台
	山田干拓一区	排水機	斜流型 φ 900mm×電動機 83kW	1 台
一本松機場	印西市	揚水機	渦巻型 φ 700mm×電動機 249kW	2 台
	瀬戸			

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

ア かんがい期間

4 月中旬 8 月下旬まで

イ 最大取水量

埜原機場	2.074m ³ /s
白山甚兵衛機場	3.273m ³ /s
吉高機場	1.988m ³ /s
宗吾北機場	2.056m ³ /s
宗吾西機場	1.929m ³ /s
一本松機場	2.036m ³ /s

ウ 排水期間

通年

エ 最大排水量

埜原機場	2.700m ³ /s
吉高機場	26.900m ³ /s
宗吾北機場	25.400m ³ /s
宗吾西機場	1.710m ³ /s

4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

ア 維持管理費 年間 約 202,722,000 円

イ 負担の方法

印旛沼土地改良区及び千葉県手賀沼土地改良区の定款の定めるところに従い、賦課金として賦課徴収する。

5 その他管理の方法に関する基本的事項

印旛沼土地改良施設管理条例及び県営印旛沼土地改良施設操作規程の定めるところに従い管理する。

土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

市町村名	大 字 名	字 名	地域及び 現況地目	備 考
成田市	八 代	高田、割目、鷺下、金田、真沖、内埜、外埜	一円の田	
	船 形	中沼、下沼、内沼、笠松、明代、落合、堤合、角川、猿田、小川作、新埜、上新座	一円の田	
	北 須 賀	内埜、亀ノ下、宇都保田、長田、和田前、田中堀、上外埜、中外埜、鳥喰	一円の田	
	台 方	初井戸、角川、太田、飯塚下、橋川、武蔵、下平、鶴巻、木戸下、宮代、鳥居	一円の田	
	下 方	堀尻、代田、浅間下、目出、鷺山、殿谷、大境、沖ノ谷、岩和田、川辺田、根古屋、吉井塚	一部の田	
	五 区 入 会	(鷺田谷、岩和田下、鳥居、門川、鷺田谷) 鷺田谷、岩和田下、鳥居、門川	一部の田	
	八 代 干 拓		一円の田	
	船 形 干 拓		一円の田	
	北 須 賀 干 拓		一円の田	
	下 方 干 拓		一円の田	
	松 崎	二斗蒔、小境、五斗蒔、境田、頃久保、新田、三町五反、外埜	一円の田	
	大 竹	惣代、四斗蒔、島合、島合下、居鍵、内沼、坂東下、浅間下、水入、新畑、砂畑、東埜原、西埜原、十九町歩	一円の田	
	上 福 田	天神谷津、和田谷津、羽貫谷津、西崎谷津、仲ノ谷津、井戸手、仲兵、山中、矢ノ沢、小橋、根ノ百樋、沖ノ百樋	一円の田	
	下 福 田	小橋	一円の田	
	松 崎 干 拓		一円の田	
	大 竹 干 拓		一円の田	
佐倉市	飯 田	上北辺田、上木戸脇、上新関、上道メキ、下北辺田、下木戸脇、下新関、下道メキ、清水井、中内、長町、柳田	一円の田	
	飯 田 干 拓		一円の田	
	飯 野	(夫田ケ作) 北ノ脇、高座木、夫田賀作	一円の田	
	飯 野 干 拓		一円の田	
	岩 名	上房田、房田、芝下、前田、後田	一円の田	
	大 佐 倉	池下、池田、入子、駒込、島下、鳥井戸、長辺田、根崎、浜宿、東松合、松合、宮下	一円の田	
	大 佐 倉 干 拓		一円の田	
	萩 山 新 田	大埜	一円の田	
	萩山新田干拓		一円の田	
	土 浮	上池、嶋下、川表、洲ノ浦、中里、根本、宮下、横須賀	一円の田	
	土 浮 干 拓		一円の田	
	長 熊	居下、堺田、新堤、西下	一円の田	
	八 木	落井下、亀井下、木崎、グミノ木下、新堤、六通、論田	一円の田	

市町村名	大 字 名	字 名	地域及び 現況地目	備 考
印西市	安 食 ト 杭	上、下、和田沼、沖、長戸	一円の田	
	和 泉 屋	上割、中割、下割	一円の田	
	岩 戸	古谷、池田、羽根田、船作沖、山崎、柳谷、郷地、石井、際作	一円の田	
	大 廻	台田、卯新田、上ノ内、寺ノ下、谷辺田	一部の田	
	大 森	飯島、大山谷津、蒲ヶ沢、小屋ノ内、新迎田、種井尻、長田、三高台、八夜下	一部の田	
	押 付	堤下、賀美、奈賀、下、下埜	一円の田	
	角 田	東作、仙元下、井戸畑、俣ノ下、京田、配松、三角、太田、崩打、荒野道	一円の田	
	笠 神	下馬渡、沖田、長町、金剛院、湯賀池、中池、南前、五斗蒔、(船) 下五斗蒔、東前、舟戸、笠神前、下池、町田、界田、須賀前、井谷里、丸沼、徒越、新畑、細割、鳴戸、埜畑、八畝	一円の田	
	鎌 苅	豆田、俣田、赤切、炭焼、白畑、小谷津、釜田、孫子沢、(寺下) 寺ノ下、向台、滝尻、高砂、弥子沢	一円の田	
	行 徳	上、中、下	一円の田	
	荒 野	一ノ坪、溝口、後田、山中下、根渡沖、根渡、小和田、(坂下) 坂ノ下、上谷、山崎、東根、瀬井戸、堀尻、古内、長町	一円の田	
	小 林	一番割、二番割、三番割、四番割、五番割、六番割、換地、曲田前	一部の田	
	酒 直 ト 杭	上割、中割、下割	一円の田	
	桜 野	内、堤外	一円の田	
	佐 野 屋	上割、中割、下割	一円の田	
	下 井	新津、酒直下、七町、吉植新田北、吉植新田南、吉植新田五貫津、北部、西部、埜原、	一円の田	
	下 曾 根	上、下、橋向、中	一円の田	
	将 監	堤附、高津、待網	一円の田	
	甚 兵 衛	甚兵衛、堤外	一円の田	
	瀬 戸	一本松、立、辺田前、中縄、長堤、和田谷津、内江川、沼通り、下橋、小原、羽黒、丑ムクリ下、房田、堂下、大畑、グミ作、榎作	一部の田	
	草 深	石道谷津、柏木台、新堤下、寺台、貢、箕輪	一円の田	
	滝	池ノ下、間々田、長町、油免、浅間下、小屋下、節句免、番免、御代下、木戸尻、中房、地下田、瓜坪、京免、修正免	一円の田	
	立 埜 原	上、下	一円の田	
	造 谷	大和田、水クバ、京田、川端	一円の田	
	中	上、中、下、堤外、新堤外	一円の田	
	中 田 切	上、下	一円の田	
	長 門 屋	新下、上、中、下	一円の田	
	中 根	南田、溝下、辺田前、高木内、東前、野田、内野、下水入、上水入、笹山、戸崎谷、宮馬場、下谷、大山下、所後、馬渡、上外和田、下外和田、浅間作、合谷、宇津保、上島合、下島合、新田、埜中	一円の田	
	萩 原	境田、株木下、城ノ内下、和田下、花輪、猪谷、辺田谷、権現堂、山中下、東埜、西埜、丑新田、柳谷、長作台	一部の田	

市町村名	大 字 名	字 名	地域及び 現況地目	備 考
印西市	萩 埜	上割、中割、堤外、出津、新出津	一円の田	
	平 賀	上長辺田、石立、小勝負、勝負、新福寺、角崎前、荒塚、梅作、細町、花嶋、漆作、井ノ崎、井ノ崎谷ツ、神津、(滝) 瀧ヶ谷ツ、惣行、山ノ下、時ヶ原	一円の田	
	別 所	石神、後口、榎戸、見乗寺、三蔵、下田、西谷津、和田戸	一部の田	
	松 木	古川、百間割、四畝埜、向埜	一円の田	
	松 虫	根町田、新田、下橋、竹ノ下、古屋敷、東前、塚田、坂ノ下、新堤、西台、間所	一部の田	
	本 埜 小 林	徒越、諸岡	一円の田	
	物 木	長苗代、中田通、加久、下ノ沖、中ノ沖、上ノ沖、池ノ下、池ノ内、和田前、新田	一円の田	
	師 戸	奈良戸、早稲田、西ノ崎、川本、内野、谷中、西谷津、師戸橋、道田、時山、扇田、下田、白谷、大蛇、苅谷、生草	一部の田	
	山 田	岩井戸、外江川、和田、池内、内野、治郎松、谷々津、沖田、宇津久根、瀧谷津、釜田、五退、曲田、蛭沼、外沖田、宮後	一部の田	
	山 平	一区、二区	一円の田	
	吉 高	白田、安能、御所地、仲田、立田、羽黒、古木戸、向田、山王、舟戸、矢渡、浅間下、東、大竹、若作、中、西、屋寿良、小手、兎田	一円の田	
	竜 腹 寺	辺田前谷、クツ方、経田、祇園山、桜井谷、前原上、念佛田、衣田、地獄穴、中房谷、諏訪谷、市場谷、下井戸、塔ノ下、名木谷、五反田、地獄穴谷、五反田谷	一円の田	
	鎌 苅 干 拓		一円の田	
	瀬 戸 干 拓		一円の田	
	萩 原 干 拓		一円の田	
	平 賀 干 拓		一円の田	
	師 戸 干 拓		一円の田	
	山田干拓一区		一円の田	
	山田干拓二区		一円の田	
	吉 高 干 拓		一円の田	
印旛郡 酒々井町	印 旛 沼 新 田		一円の田	
	尾 上	小池谷津、馬場	一部の田	
	柏 木	大境、桐ノ木、土手下、谷津下、柳町、和田原	一円の田	
	上 岩 橋	宇坪、大崎、大鷲、上郷、中川、広田、間々田	一円の田	
	酒 々 井	巖島、川場、所城、西井戸、広町、宮下	一部の田	
	下 岩 橋	石ノ台、大深生、新屋敷下、田仲、長崎、仲田、半仲、深生下、弁天下、水深、蓑輪、松ヶ下、山仲	一円の田	
	墨	颯川、大坂、大広、大物井、境田、高田、西ノ崎、八石下、山ノ下	一円の田	
	中 川	拾壺石、西方、広町	一部の田	
	本 佐 倉	境田、新堤、寺坂、中池、根古谷前、東山、向根古谷	一円の田	
	馬 橋	新堤、砂押	一円の田	

市町村名	大 字 名	字 名	地域及び 現況地目	備 考
印旛郡 栄町	安	食	下埜、葭河原、十王、長辺田、米ノ内、糖谷、大隈、山崎、 十五町歩、大蒲、大洲、輪洞、五貫洲、向洲、埜原、新田	一部の田
	須	賀	西台、鳥喰、扇田、浅間入、主房、町田、新行下、古内、 林下、内猫、内埜、下割、上新田、長田、上ヶ池、屋敷割、 荒匂、新田	一円の田
	北	辺 田	勝木田、下埜、新切、下六	一円の田
	龍	角 寺	五斗蒔、円城寺、鍬替、池下	一円の田
	酒	直	大崩、天ノ宮、落合、舟戸、宮ノ後、池ノ内、鳥喰、下埜、 七斗蒔、雨堤下、白山、浅間下、浅間下埜、船戸埜、 落合埜、葉崎、新落合埜	一部の田

当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面

(単位：千円)

補助申請予定事業名	区分	国庫補助金	県費負担金	賦課金	計
基幹水利施設管理事業	管理費	30%	35%	35%	100%
		(51,329)	(59,886)	(59,884)	(171,099)
		57,934	67,591	67,591	193,116
	事務費	—	75%	25%	100%
		—	(6,417)	(2,138)	(8,555)
		—	7,242	2,414	9,656
	計	(51,329)	(66,303)	(62,022)	(179,654)
		57,934	74,833	70,005	202,772
土地改良施設管理事業	管理費	—	50%	50%	100%
		—	(18,348)	(18,348)	(36,696)
		—	—	—	—
	事務費	—	—	—	—
		—	—	—	—
	計	—	(18,348)	(18,348)	(36,696)
		—	—	—	—
合 計		(51,329)	(84,651)	(80,370)	(216,350)
		57,934	74,833	70,005	202,772

土地改良法第 9 1 条の規定による分担金等の納入方法
及び負担基準の予定を記載した書面

(1) 分担金等の納入方法の予定

土地改良法第 9 1 条第 4 項の規定に基づく「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、印旛沼土地改良区及び千葉県手賀沼土地改良区が組合員に代えて分担金を負担する。

印旛沼土地改良区及び千葉県手賀沼土地改良区は定款の定めるところに従い分担金に相当する金銭をこの施行に係る地域内の土地につき同法第 3 条資格者から賦課金として賦課徴収する。

(2) 分担金の負担基準の予定

地積割とする。